

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第14号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）83台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第25号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）120台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第31号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）180台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－3 （人工種苗(親魚) 大特区魚第9号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）98台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－3 （人工種苗(親魚) 大特区魚第15号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）83台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－3 （人工種苗(親魚) 大特区魚第26号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）54台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－3 （人工種苗(親魚) 大特区魚第29号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）147台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

イ のり養殖業

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
大特区第1号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	大島郡龍 郷町屋入 地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 24' 59" E 129° 36' 07" 基点2 N 28° 24' 54" E 129° 36' 02" 点ア N 28° 24' 59" E 129° 36' 02"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
	団体漁業権						
大特区第2号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	大島郡天 城町松原 宝土地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 51' 49" E 128° 53' 26" (大島郡天城町松原宝土地先基点標識) 基点2 N 27° 51' 32" E 128° 53' 36" 点ア N 27° 51' 38" E 128° 53' 15"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡天城町
	団体漁業権						
大特区第3号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	大島郡天 城町松原 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 51' 23" E 128° 53' 28" 点イ N 27° 51' 31" E 128° 53' 02" 点ウ N 27° 50' 54" E 128° 53' 00" 点エ N 27° 50' 49" E 128° 53' 17"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡天城町
	団体漁業権						
大特区第4号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	大島郡徳 之島町手 々地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 53' 26" E 128° 55' 47" (大島郡徳之島町手々基点標識) 基点2 N 27° 53' 24" E 128° 56' 00" (大島郡徳之島町手々基点標識) 点ア N 27° 53' 28" E 128° 55' 58"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡徳之島町
	団体漁業権						

ウ もづく養殖業

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
大 特 区 も 第 1 号	第 1 種 区画漁業	もづく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町外金 久地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点1を順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 49" E 129° 40' 17" (奄美市笠利町外金久亀崎地先基点標識) 点ア N 28° 27' 46" E 129° 40' 08" 点イ N 28° 27' 59" E 129° 39' 56" 点ウ N 28° 28' 08" E 129° 40' 08"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	奄美 市の 旧笠 利町
	団体漁業権						
大 特 区 も 第 2 号	第 1 種 区画漁業	もづく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町喜瀬 崎原地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 28' 01" E 129° 38' 57" (奄美市笠利町喜瀬崎西郷岩基点標識) 基点2 N 28° 27' 38" E 129° 39' 00" (奄美市笠利町喜瀬崎基点標識) 点ア N 28° 28' 01" E 129° 38' 52" 点イ N 28° 27' 39" E 129° 38' 52"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	奄美 市の 旧笠 利町
	団体漁業権						
大 特 区 も 第 3 号	第 1 種 区画漁業	もづく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町打田 原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 27' 35" E 129° 38' 55" 点イ N 28° 27' 37" E 129° 38' 49" 点ウ N 28° 27' 26" E 129° 38' 52" 点エ N 28° 27' 27" E 129° 39' 00"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	奄美 市の 旧笠 利町
	団体漁業権						
大 特 区 も 第 4 号	第 1 種 区画漁業	もづく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町打田 原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 27' 21" E 129° 39' 01" 点イ N 28° 27' 24" E 129° 38' 54" 点ウ N 28° 27' 20" E 129° 38' 51" 点エ N 28° 27' 16" E 129° 38' 57"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	奄美 市の 旧笠 利町
	団体漁業権						

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
大 特 区 も 第 5 号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町喜瀬 鯨浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次 に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲 まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26′ 47″ E 129° 39′ 00″ 点イ N 28° 26′ 45″ E 129° 38′ 51″ 点ウ N 28° 26′ 36″ E 129° 38′ 46″ 点エ N 28° 26′ 23″ E 129° 38′ 54″ 点オ N 28° 26′ 26″ E 129° 39′ 06″	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さ に設置しな ければなら ない 2 漁具は船舶 の航行を妨 げないように 敷設しなけ ればなら ない	奄美 市の 旧笠 利町
	団体漁業権						
大 特 区 も 第 6 号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町喜瀬 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26′ 18″ E 129° 39′ 15″ 点イ N 28° 26′ 16″ E 129° 39′ 12″ 点ウ N 28° 26′ 03″ E 129° 39′ 20″ 点エ N 28° 26′ 05″ E 129° 39′ 24″	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さ に設置しな ければなら ない 2 漁具は船舶 の航行を妨 げないように 敷設しなけ ればなら ない	奄美 市の 旧笠 利町
	団体漁業権						
大 特 区 も 第 7 号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町喜瀬 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26′ 04″ E 129° 38′ 50″ 点イ N 28° 25′ 42″ E 129° 39′ 00″ 点ウ N 28° 25′ 48″ E 129° 39′ 07″ 点エ N 28° 26′ 06″ E 129° 38′ 55″	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さ に設置しな ければなら ない 2 漁具は船舶 の航行を妨 げないように 敷設しなけ ればなら ない	奄美 市の 旧笠 利町
	団体漁業権						
大 特 区 も 第 8 号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町一ト ン崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26′ 05″ E 129° 38′ 42″ 点イ N 28° 26′ 08″ E 129° 38′ 38″ 点ウ N 28° 26′ 06″ E 129° 38′ 34″ 点エ N 28° 25′ 59″ E 129° 38′ 34″	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さ に設置しな ければなら ない 2 漁具は船舶 の航行を妨 げないように 敷設しなけ ればなら ない	奄美 市の 旧笠 利町
	団体漁業権						

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
大特 区も 第9号	第1種 区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡龍 郷町白浦 地先	基点1、点ア、点イ、及び基点1を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 25' 41" E 129° 38' 30" (大島郡龍郷町クサ瀬基点標識) 点ア N 28° 25' 59" E 129° 38' 34" 点イ N 28° 25' 57" E 129° 38' 25"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
	団体漁業権						
大特 区も 第10号	第1種 区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡龍 郷町白浦 地先	基点1、点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 25' 41" E 129° 38' 30" (大島郡龍郷町クサ瀬基点標識) 基点2 N 28° 25' 05" E 129° 38' 23" (大島郡龍郷町辛浜右岸基点標識) 点ア N 28° 25' 16" E 129° 38' 10"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
	団体漁業権						
大特 区も 第11号	第1種 区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡龍 郷町芦徳 地先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 26' 08" E 129° 37' 49" (大島郡龍郷町葦崎基点標識) 基点2 N 28° 25' 57" E 129° 37' 32" (大島郡龍郷町長浜基点標識) 点ア N 28° 26' 07" E 129° 37' 49" 点イ N 28° 25' 53" E 129° 37' 32"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
	団体漁業権						
大特 区も 第12号	第1種 区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡龍 郷町芦徳 倉崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 12" E 129° 37' 46" 点イ N 28° 26' 14" E 129° 37' 48" 点ウ N 28° 26' 21" E 129° 37' 41" 点エ N 28° 26' 20" E 129° 37' 39"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
	団体漁業権						

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別						
大特区も第13号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町高岩崎地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 28° 26' 29" E 129° 37' 41"</p> <p>点イ N 28° 26' 29" E 129° 37' 45"</p> <p>点ウ N 28° 26' 40" E 129° 37' 44"</p> <p>点エ N 28° 26' 39" E 129° 37' 40"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	大島郡龍郷町
	団体漁業権						
大特区も第14号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町龍郷辺座埼地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2及び基点1を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置</p> <p>基点1 N 28° 27' 14" E 129° 36' 20" (大島郡龍郷町龍郷郵便局下基点標識)</p> <p>基点2 N 28° 27' 22" E 129° 36' 34" (大島郡龍郷町龍郷辺座埼基点標識)</p> <p>点ア N 28° 27' 06" E 129° 36' 24"</p> <p>点イ N 28° 27' 13" E 129° 36' 39"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	大島郡龍郷町
	団体漁業権						
大特区も第15号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡大和村国直地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 28° 22' 36" E 129° 24' 15"</p> <p>点イ N 28° 22' 36" E 129° 24' 12"</p> <p>点ウ N 28° 22' 25" E 129° 24' 14"</p> <p>点エ N 28° 22' 07" E 129° 24' 15"</p> <p>点オ N 28° 22' 08" E 129° 24' 19"</p> <p>点カ N 28° 22' 26" E 129° 24' 17"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	大島郡大和村
	団体漁業権						
大特区も第16号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡大和村大和浜地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置</p> <p>基点1 N 28° 21' 39" E 129° 23' 55" (大島郡大和村大和浜松崎基点標識)</p> <p>基点2 N 28° 21' 53" E 129° 23' 49" (大島郡大和村大和浜親川基点標識)</p> <p>点ア N 28° 21' 38" E 129° 24' 00"</p> <p>点イ N 28° 21' 48" E 129° 23' 59"</p> <p>点ウ N 28° 21' 55" E 129° 23' 53"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	大島郡大和村
	団体漁業権						

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁場の区域	条 件	関係 地区
大 特 区 も 第17号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡大 和村志戸 勘地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 19′ 44″ E 129° 17′ 18″ 点イ N 28° 19′ 46″ E 129° 17′ 20″ 点ウ N 28° 19′ 43″ E 129° 17′ 28″ 点エ N 28° 19′ 41″ E 129° 17′ 27″	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さ に設置しな ければなら ない 2 漁具は船舶 の航行を妨 げないよう に敷設しな ければなら ない	大島 郡大 和村
	団体漁業権						
大 特 区 も 第18号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村阿室 小サイギ ヨ浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 33″ E 129° 12′ 08″ 点イ N 28° 15′ 35″ E 129° 12′ 10″ 点ウ N 28° 15′ 43″ E 129° 12′ 02″ 点エ N 28° 15′ 42″ E 129° 12′ 00″	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さ に設置しな ければなら ない 2 漁具は船舶 の航行を妨 げないよう に敷設しな ければなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大 特 区 も 第19号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村阿室 サイギヨ 浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 45″ E 129° 11′ 54″ 点イ N 28° 15′ 47″ E 129° 11′ 53.5″ 点ウ N 28° 15′ 46″ E 129° 11′ 43.5″ 点エ N 28° 15′ 43.5″ E 129° 11′ 44″	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さ に設置しな ければなら ない 2 漁具は船舶 の航行を妨 げないよう に敷設しな ければなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大 特 区 も 第20号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村屋鈍 浜南地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 46″ E 129° 11′ 23″ 点イ N 28° 15′ 48″ E 129° 11′ 23″ 点ウ N 28° 15′ 48″ E 129° 11′ 16″ 点エ N 28° 15′ 46″ E 129° 11′ 16″	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さ に設置しな ければなら ない 2 漁具は船舶 の航行を妨 げないよう に敷設しな ければなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
大 特 区 も 第21号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村屋鈍 浜北地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 52" E 129° 11' 02" 点イ N 28° 15' 53" E 129° 11' 04.5" 点ウ N 28° 15' 57" E 129° 11' 02.5" 点エ N 28° 15' 56" E 129° 11' 00"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大 特 区 も 第22号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村枝手 久島サキ ドン浜地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 02" E 129° 12' 08.5" 点イ N 28° 17' 04" E 129° 12' 09.5" 点ウ N 28° 17' 07" E 129° 12' 03" 点エ N 28° 17' 05.5" E 129° 12' 02"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大 特 区 も 第23号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡徳 之島町山 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 52' 20" E 128° 58' 25" 点イ N 27° 52' 20" E 128° 58' 22" 点ウ N 27° 52' 19" E 128° 58' 18" 点エ N 27° 52' 14" E 128° 58' 22"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡徳 之島 町
	団体漁業権						
大 特 区 も 第24号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡徳 之島町山 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 52' 33" E 128° 58' 32" 点イ N 27° 52' 29" E 128° 58' 31" 点ウ N 27° 52' 27" E 128° 58' 34" 点エ N 27° 52' 33" E 128° 58' 34"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡徳 之島 町
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
大 特 区 も 第25号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡与 論町百合 浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次 に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 01' 55" E 128° 27' 31" 点イ N 27° 02' 01" E 128° 27' 44" 点ウ N 27° 01' 52" E 128° 27' 47" 点エ N 27° 01' 48" E 128° 27' 40" 点オ N 27° 01' 45" E 128° 27' 34"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡与 論町
	団体漁業権						

エ 真珠母貝養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
大特区 母(垂) 第1号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村当間 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 43" E 129° 16' 01" 点イ N 28° 16' 43" E 129° 16' 07" 点ウ N 28° 16' 23" E 129° 16' 00" 点エ N 28° 16' 25" E 129° 15' 55"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第2号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村部連 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次 に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 21" E 129° 16' 28" 点イ N 28° 16' 22" E 129° 16' 23" 点ウ N 28° 16' 11" E 129° 16' 24" 点エ N 28° 16' 00" E 129° 16' 22" 点オ N 28° 15' 59" E 129° 16' 28" 点カ N 28° 16' 11" E 129° 16' 29"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第3号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎鼻地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 33" 点イ N 28° 16' 01" E 129° 15' 33" 点ウ N 28° 16' 03" E 129° 15' 22" 点エ N 28° 15' 59" E 129° 15' 22"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第4号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村佐念 カミジャ ラ崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 06" E 129° 14' 31" 点イ N 28° 16' 13" E 129° 14' 35" 点ウ N 28° 16' 15" E 129° 14' 27" 点エ N 28° 16' 08" E 129° 14' 24"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第5号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村佐念 モカエダ 鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 13" E 129° 14' 14" 点イ N 28° 16' 19" E 129° 14' 18" 点ウ N 28° 16' 25" E 129° 14' 07" 点エ N 28° 16' 19" E 129° 14' 02"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第6号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町黒 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 53" E 129° 16' 29" 点イ N 28° 10' 49" E 129° 16' 29" 点ウ N 28° 10' 49" E 129° 16' 11" 点エ N 28° 10' 52" E 129° 16' 11"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
大特区 母(垂) 第7号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町薩 川湾芝待 網崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11' 13" E 129° 13' 54" 点イ N 28° 11' 09" E 129° 13' 49" 点ウ N 28° 10' 53" E 129° 14' 07" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 14' 12"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第8号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町木 慈地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 58" E 129° 13' 31" 点イ N 28° 09' 55" E 129° 13' 35" 点ウ N 28° 09' 45" E 129° 13' 27" 点エ N 28° 09' 47" E 129° 13' 24"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第9号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町武 名地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 35" E 129° 13' 32" 点イ N 28° 09' 39" E 129° 13' 35" 点ウ N 28° 09' 29" E 129° 13' 47" 点エ N 28° 09' 26" E 129° 13' 44"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第10号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町武 名赤崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 39" E 129° 14' 07" 点イ N 28° 09' 40" E 129° 14' 14" 点ウ N 28° 09' 21" E 129° 14' 23" 点エ N 28° 09' 18" E 129° 14' 16"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第11号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町武 名高浜地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 26" E 129° 14' 54" 点イ N 28° 09' 29" E 129° 14' 51" 点ウ N 28° 09' 43" E 129° 15' 14" 点エ N 28° 09' 39" E 129° 15' 17"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第12号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町薩 川湾長浜 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 59" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 09' 58" E 129° 15' 08" 点ウ N 28° 10' 03" E 129° 15' 08" 点エ N 28° 10' 03" E 129° 15' 13"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
大特区 母(垂) 第13号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町知 之浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 22" E 129° 15' 30" 点イ N 28° 10' 22" E 129° 15' 35" 点ウ N 28° 09' 55" E 129° 15' 30" 点エ N 28° 09' 55" E 129° 15' 26"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第14号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町知 之浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 12" E 129° 15' 57" 点イ N 28° 10' 14" E 129° 16' 00" 点ウ N 28° 10' 08" E 129° 16' 05" 点エ N 28° 10' 06" E 129° 16' 02"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第15号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町平 松地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 09" E 129° 16' 31" 点イ N 28° 09' 10" E 129° 16' 36" 点ウ N 28° 09' 15" E 129° 16' 35" 点エ N 28° 09' 14" E 129° 16' 30"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第16号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町俵 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 33" E 129° 15' 47" 点イ N 28° 08' 30" E 129° 15' 49" 点ウ N 28° 08' 28" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 08' 32" E 129° 15' 42"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第17号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町俵 長浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 31" E 129° 15' 41" 点イ N 28° 08' 27" E 129° 15' 44" 点ウ N 28° 08' 13" E 129° 15' 13" 点エ N 28° 08' 18" E 129° 15' 10"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第18号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町瀬 相大浦湾 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 25" E 129° 16' 12" 点イ N 28° 08' 28" E 129° 16' 09" 点ウ N 28° 08' 13" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 08' 09" E 129° 15' 46"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
大特区 母(垂) 第19号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町瀬 相京泊地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 28" E 129° 16' 21" 点イ N 28° 08' 29" E 129° 16' 23" 点ウ N 28° 08' 32" E 129° 16' 20" 点エ N 28° 08' 30" E 129° 16' 18"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第20号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町吞 之浦大崎 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 48" E 129° 16' 28" 点イ N 28° 07' 52" E 129° 16' 25" 点ウ N 28° 07' 44" E 129° 16' 09" 点エ N 28° 07' 41" E 129° 16' 12"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第21号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町吞 之浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 24" E 129° 15' 57" 点イ N 28° 07' 25" E 129° 15' 56" 点ウ N 28° 07' 15" E 129° 15' 52" 点エ N 28° 07' 14" E 129° 15' 55"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第22号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町吞 之浦テハ 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 36" E 129° 16' 23" 点イ N 28° 07' 43" E 129° 16' 30" 点ウ N 28° 07' 35" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 07' 27" E 129° 16' 33"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第23号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町押 角フカラ 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 04" E 129° 16' 38" 点イ N 28° 07' 06" E 129° 16' 32" 点ウ N 28° 07' 29" E 129° 16' 45" 点エ N 28° 07' 26" E 129° 16' 50"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第24号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町白 木崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 30" E 129° 17' 03" 点イ N 28° 07' 34" E 129° 17' 00" 点ウ N 28° 07' 37" E 129° 17' 06" 点エ N 28° 07' 33" E 129° 17' 09"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
大特区 母(垂) 第25号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町瀬 相麦田原 地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点1を順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 07' 42" E 129° 14' 55" (大島郡瀬戸内町瀬相麦田原基点標識) 点ア N 28° 07' 38" E 129° 14' 56" 点イ N 28° 07' 38" E 129° 14' 51" 点ウ N 28° 07' 42" E 129° 14' 52"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第26号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町伊 砂根久真	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 17" E 129° 17' 25" 点イ N 28° 07' 16" E 129° 17' 30" 点ウ N 28° 06' 59" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 06' 59" E 129° 17' 21"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						

オ ひおうぎがい養殖業

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
大特区 ひ(垂) 第1号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町伊 砂根久真	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 17" E 129° 17' 25" 点イ N 28° 07' 16" E 129° 17' 30" 点ウ N 28° 06' 59" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 06' 59" E 129° 17' 21"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大特区 ひ(垂) 第2号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡与 論町百合 浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 01' 50" E 128° 27' 45" 点イ N 27° 01' 50" E 128° 27' 51" 点ウ N 27° 01' 43" E 128° 27' 50" 点エ N 27° 01' 44" E 128° 27' 44"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡与 論町
	団体漁業権						

オ 真珠養殖業

漁場 番号	漁業の種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁場の区域	条 件	関係 地区
大区 第1号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村久志 デーク浜	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 12" E 129° 13' 47" 点イ N 28° 17' 06" E 129° 13' 41" 点ウ N 28° 17' 16" E 129° 13' 30" 点エ N 28° 17' 22" E 129° 13' 36"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大区 第2号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村芦徳 宮崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 52" E 129° 15' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 16' 03" 点ウ N 28° 17' 03" E 129° 16' 01" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 15' 47"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大区 第3号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村芦検 宮浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 02" E 129° 15' 47" 点イ N 28° 17' 03" E 129° 16' 01" 点ウ N 28° 17' 13" E 129° 16' 00" 点エ N 28° 17' 12" E 129° 15' 51"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大区 第4号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村芦検 オラ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 11" E 129° 16' 10" 点イ N 28° 17' 08" E 129° 16' 07" 点ウ N 28° 17' 00" E 129° 16' 07" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 16' 12"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						

漁場 番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
大区 第5号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村松崎 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 00" E 129° 16' 21" 点イ N 28° 16' 49" E 129° 16' 21" 点ウ N 28° 16' 52" E 129° 17' 19" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 17' 19"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大区 第6号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村クラ 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 39" E 129° 17' 19" 点イ N 28° 16' 45" E 129° 17' 18" 点ウ N 28° 16' 40" E 129° 16' 39" 点エ N 28° 16' 25" E 129° 16' 26" 点オ N 28° 16' 23" E 129° 16' 31"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大区 第7号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村部連 エイ浦地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 49" E 129° 15' 47" 点イ N 28° 16' 02" E 129° 15' 45" 点ウ N 28° 16' 01" E 129° 15' 37" 点エ N 28° 15' 48" E 129° 15' 40"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大区 第8号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村名柄 池ノ崎地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 51" E 129° 14' 56" 点イ N 28° 15' 56" E 129° 15' 00" 点ウ N 28° 16' 08" E 129° 14' 42" 点エ N 28° 16' 04" E 129° 14' 38"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大区 第9号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村佐念 カミジャ ラ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 04" E 129° 14' 37" 点イ N 28° 16' 11" E 129° 14' 41" 点ウ N 28° 16' 13" E 129° 14' 35" 点エ N 28° 16' 06" E 129° 14' 31"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						

漁場 番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
大区 第10号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天アロホ 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 05" E 129° 13' 39" 点イ N 28° 13' 08" E 129° 13' 41" 点ウ N 28° 13' 17" E 129° 13' 24" 点エ N 28° 13' 14" E 129° 13' 22"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大区 第11号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町大 浜前平田 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 52" E 129° 14' 20" 点イ N 28° 12' 57" E 129° 14' 24" 点ウ N 28° 13' 05" E 129° 13' 55" 点エ N 28° 13' 02" E 129° 13' 52"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大区 第12号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町蛤 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 16" E 129° 15' 23" 点イ N 28° 12' 12" E 129° 15' 24" 点ウ N 28° 12' 10" E 129° 15' 17" 点エ N 28° 12' 15" E 129° 15' 15"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大区 第13号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町阿 丹花崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 54" E 129° 16' 03" 点イ N 28° 10' 51" E 129° 15' 59" 点ウ N 28° 10' 56" E 129° 15' 54" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 15' 58"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大区 第14号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町小 名瀬黒崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11' 10" E 129° 16' 39" 点イ N 28° 11' 09" E 129° 16' 43" 点ウ N 28° 10' 58" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 16' 36"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						

漁場 番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
大 区 第15号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町油 井小島地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 31" E 129° 16' 37" 点イ N 28° 10' 38" E 129° 16' 35" 点ウ N 28° 10' 41" E 129° 16' 49" 点エ N 28° 10' 34" E 129° 16' 51"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第16号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町薩 川湾潮崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11' 16" E 129° 13' 39" 点イ N 28° 11' 10" E 129° 13' 44" 点ウ N 28° 10' 57" E 129° 13' 17" 点エ N 28° 11' 03" E 129° 13' 12"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第17号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町武 名地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 40" E 129° 13' 36" 点イ N 28° 09' 43" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 09' 34" E 129° 13' 51" 点エ N 28° 09' 31" E 129° 13' 48"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第18号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町武 名イチャ ンマ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 20" E 129° 14' 25" 点イ N 28° 09' 44" E 129° 14' 21" 点ウ N 28° 09' 46" E 129° 14' 40" 点エ N 28° 09' 22" E 129° 14' 43"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第19号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町薩 川湾鳥瀬 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 12" E 129° 15' 10" 点イ N 28° 10' 12" E 129° 15' 06" 点ウ N 28° 10' 16" E 129° 15' 06" 点エ N 28° 10' 15" E 129° 15' 10"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						

漁場 番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
大区 第20号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町知 之浦対岸 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次 に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 55" E 129° 15' 35" 点イ N 28° 09' 55" E 129° 15' 37" 点ウ N 28° 09' 42" E 129° 15' 38" 点エ N 28° 09' 42" E 129° 15' 35"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大区 第21号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町平 松地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 24" E 129° 16' 34" 点イ N 28° 09' 24" E 129° 16' 38" 点ウ N 28° 09' 18" E 129° 16' 38" 点エ N 28° 09' 18" E 129° 16' 34"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大区 第22号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町三 浦大木田 原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 07" E 129° 15' 56" 点イ N 28° 09' 03" E 129° 15' 56" 点ウ N 28° 09' 02" E 129° 15' 38" 点エ N 28° 09' 06" E 129° 15' 37"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大区 第23号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町三 浦手安原 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 06" E 129° 15' 33" 点イ N 28° 09' 03" E 129° 15' 33" 点ウ N 28° 09' 03" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 09' 06" E 129° 15' 25"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大区 第24号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町三 浦古浦原 地先	基点1, 点ア, 基点2を順次に直線で結んだ線と最大 低 潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 09' 08" E 129° 15' 18" (大島郡瀬戸内町三浦古浦原基点標識) 基点2 N 28° 09' 13" E 129° 15' 08" (大島郡瀬戸内町三浦古浦原道路護岸基点標識) 点ア N 28° 09' 05" E 129° 15' 13"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						

漁場 番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
大 区 第25号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町三 浦崎畑原 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 57" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 09' 00" E 129° 15' 06" 点ウ N 28° 09' 01" E 129° 15' 13" 点エ N 28° 08' 58" E 129° 15' 14"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第26号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町俵 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 43" E 129° 15' 46" 点イ N 28° 08' 49" E 129° 16' 04" 点ウ N 28° 08' 45" E 129° 16' 06" 点エ N 28° 08' 39" E 129° 15' 48"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第27号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町呑 之浦乙崎 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 21" E 129° 16' 38" 点イ N 28° 08' 21" E 129° 16' 42" 点ウ N 28° 08' 03" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 08' 03" E 129° 16' 36"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第28号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町白 木崎阿田 浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 33" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 07' 35" E 129° 17' 23" 点ウ N 28° 07' 27" E 129° 17' 24" 点エ N 28° 07' 26" E 129° 17' 19"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						

カ くるまえばい養殖業

漁場 番号	漁業の種類 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権						
大区く 第1号	第2種 区画漁業	くるまえばい 養殖業	1月1日～ 12月31日	奄美市笠 利町手花 部イヤン マ地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ 線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 09" E 129° 40' 03" (大島郡笠利町手花部イヤンマ基点標識) 基点2 N 28° 26' 56" E 129° 40' 02" (大島郡笠利町手花部津代基点標識) 点ア N 28° 27' 08" E 129° 40' 00" 点イ N 28° 26' 59" E 129° 39' 59"	なし	奄美 市の 旧笠 利町 の区 域
	個別漁業権						
大区く 第2号	第2種 区画漁業	くるまえばい 養殖業	1月1日～ 12月31日	奄美市笠 利町手花 部津代地 先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ 線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 26' 56" E 129° 40' 02" (大島郡笠利町手花部津代基点標識) 基点2 N 28° 26' 43" E 129° 40' 07" (大島郡笠利町手花部津代又基点標識) 点ア N 28° 26' 57" E 129° 39' 59" 点イ N 28° 26' 51" E 129° 39' 58"	なし	奄美 市の 旧笠 利町 の区 域
	個別漁業権						
大区く 第3号	第2種 区画漁業	くるまえばい 養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村宇検 池ン名地 先	基点1及び基点2を直線で結んだ線と最大高潮時海岸 線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 18' 01" E 129° 12' 53" (大島郡宇検村宇検舟越基点標石) 基点2 N 28° 17' 55" E 129° 12' 58" (大島郡宇検村コシキヨウ基点標石)	なし	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大区く 第4号	第2種 区画漁業	くるまえばい 養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡大 和村湯湾 釜地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で 結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 21' 45" E 129° 24' 38" (大島郡大和村山長川左岸基点標識) 基点2 N 28° 21' 46" E 129° 24' 33" (大島郡大和村河平川右岸基点標識) 点ア N 28° 21' 48" E 129° 24' 38" 点イ N 28° 21' 49" E 129° 24' 34" 点ウ N 28° 21' 49" E 129° 24' 33"	なし	大島 郡大 和村
	個別漁業権						
大区く 第5号	第2種 区画漁業	くるまえばい 養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡大 和村湯湾 釜子チ地 先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で 結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 21' 46" E 129° 24' 32" (大島郡大和村河平川左岸基点標識) 基点2 N 28° 21' 50" E 129° 24' 23" (大島郡大和村キク崎基点標識) 点ア N 28° 21' 47" E 129° 24' 32" 点イ N 28° 21' 49" E 129° 24' 32" 点ウ N 28° 21' 53" E 129° 24' 25"	なし	大島 郡大 和村
	個別漁業権						